

吹田市財務諸表作成基準

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号。以下「財務規則」という。）第 77 条の 2 に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）の作成の基準として、吹田市財務諸表作成基準を次のように定める。

吹田市財務諸表作成基準

目 次

- [第1章](#) 総 則（第1条―第7条）
- [第2章](#) 貸借対照表（第8条―第16条）
- [第3章](#) 行政コスト計算書（第17条―第20条）
- [第4章](#) キャッシュ・フロー計算書（第21条―第23条）
- [第5章](#) 純資産変動計算書（第24条―第26条）
- [第6章](#) 注 記（第27条―第33条）
- [第7章](#) 附属明細表（第34条）
- [第8章](#) 雑 則（第35条）
- [附 則](#)

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この基準は、市の一般会計及び吹田市特別会計条例（昭和 39 年吹田市条例第 8 号）に規定する各特別会計の財務諸表の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（財務諸表の目的）

第2条 財務諸表は、次に掲げる事項を達成するため、有用な財務に関する情報を提供することを目的とする。

- （1）市民等が行う、市の行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を、正確かつ迅速に開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たすこと。
- （2）財務の分析及び評価に基づく自治体経営におけるマネジメントを強化し、より有効的、効率的かつ経済的な行政運営に努めること。

（財務諸表の体系）

第3条 財務諸表は、貸借対照表（様式第1号）、行政コスト計算書（様式第2号）、キャッシュ・フロー計算書（様式第3号）及び純資産変動計算書（様式第4号）とする。

（財務諸表の作成原則）

第4条 財務諸表は、市の行政運営に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

- 2 財務諸表は、正規の簿記の原則に基づき作成しなければならない。
- 3 財務諸表には、会計事実を明瞭に表示しなければならない。
- 4 財務諸表の作成において採用する会計処理の基準及び手続を継続して用い、みだりに変更してはならない。
- 5 財務諸表の作成において、市の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならない。

（取引の計上基準）

第5条 財務諸表には、各会計年度における市の行政活動に伴い発生する取引（資産、負債、純資産、収入及び費用に増減をもたらす事象をいう。以下同じ。）を、原則として発生した時点をもって計上する。

2 財務諸表の会計期間は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第208条第1項に規定する会計年度（以下「会計年度」という。）とする。また、作成基準日は、会計年度の末日である3月31日とする。

3 財務諸表には、出納整理期間（会計年度終了後に歳入及び歳出に属する現金の収納又は支払を行う翌年度4月1日から5月31日までの期間をいう。）における現金の収納又は支払に関する取引を、歳入又は歳出の属する前項に規定する会計期間の取引として計上する。

（財務諸表の作成）

第6条 財務規則第2条第4号に規定する各部等の長（以下「各部等の長」という。）は、財務規則第77条の2第1項の規定により財務諸表を作成するにあたり、別に定めるところにより、取引に関する記録の確認、固定資産台帳等との照合、職員の人件費等の配賦に必要な情報の報告その他の決算整理手続等を行うものとする。

2 会計管理者は、財務規則第77条の2第2項の規定により財務諸表を作成するにあたり、法第233条第1項に規定する決算との照合その他の決算整理手続等を行うものとする。

3 会計管理者は、前項の決算整理手続等の結果、金額の誤りその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、各部等の長に対し、その原因の究明及び是正を求めるものとする。

（システムによる情報管理）

第7条 財務諸表の作成は、財務会計システムに記録された取引を集計して行うものとする。

2 資産経営室長は、減価償却費など資産に関する取引の正確な情報を、財務会計システムに記録するものとする。

3 会計管理者は、前項の情報について、金額の誤りその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、資産経営室長に対し、その原因の究明及び是正を求めるものとする。

第2章 貸借対照表

（貸借対照表の作成目的）

第8条 貸借対照表は、第5条第2項に規定する財務諸表の作成基準日における資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

2 資産とは、行政活動の結果支配することとなった資源で、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流入が期待されるものをいう。

3 負債とは、行政活動に伴い発生した債務であり、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流出を生じさせるものをいう。

4 純資産とは、資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。

（貸借対照表の作成原則）

第9条 資産、負債及び純資産は総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除いてはならない。

（貸借対照表の構成）

第10条 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分する。

2 資産と負債は、1年基準に従って、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債に、それ以外のものを固定資産又は固定負債にそれぞれ区分するものとする。

（貸借対照表の配列）

第11条 資産及び負債の配列については、原則として流動性配列法（流動性の高いものから順に低いものへ

と配列する方法) によるものとする。

(資産の価額)

第 12 条 貸借対照表に記載する資産の価額 (以下「貸借対照表価額」という。) は、原則として取得原価とする。ただし、交換、受贈等によって取得した資産の価額については、取得時の公正な評価額によるものとする。

2 固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損累計額を控除した価額とする。

3 第 14 条第 4 号ア (ア) に規定する法人等出資金の貸借対照表価額は、次のとおりとする。

(1) 市場価格のある有価証券

時価とし、評価差額は洗い替え方式により、当期の収入又は費用に計上する。なお、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価を貸借対照表価額とし、評価差額を当期の費用に計上する。この場合は、洗い替えしない。

(2) 市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金

取得原価又は出資額とする。なお、発行会社又は出資先法人の財政状況の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を当期の費用に計上する。

(流動資産の分類及び計上科目)

第 13 条 流動資産の分類及び計上科目は次のとおりとする。

(1) 現金預金

法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金及び法第 235 条の 3 第 1 項に規定する一時借入金を計上する。

(2) 未収金

歳入の収入未済額を計上する。

ア 税未収金

地方税の未収金を計上する。

イ 保険料未収金

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の未収金を計上する。

ウ その他未収金

税未収金及び保険料未収金以外の未収金を計上する。

(3) 徴収不能引当金

未収金の徴収不能見込額を計上する。なお、徴収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

(4) 基金

ア 財政調整基金

吹田市財政調整基金条例 (平成 2 年吹田市条例第 5 号) に規定する財政調整基金を計上する。

(5) 短期貸付金

法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金 (以下「貸付金」という。) のうち、翌会計年度に償還期限が到来する金額を計上する。

(6) 徴収不能引当金

前号に規定する短期貸付金に係る徴収不能見込額を計上する。なお、徴収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

(7) その他流動資産

他に属さない流動資産を計上する。

(固定資産の分類及び計上)

第14条 固定資産の計上は次のとおりとする。

(1) 事業用資産

法第238条第1項第1号から第5号に規定する公有財産（以下「公有財産」という。）、リース資産、ソフトウェア及び施設利用権を、次の分類により計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産に属するものを除く。

ア 有形固定資産

(ア) 土地

(イ) 建物

(ウ) 工作物

(エ) リース資産（建物の所有権移転ファイナンス・リース取引によるものを除く。）

(オ) 建設仮勘定（行政活動の用に供する固定資産を取得するための支出及びその付随的支出を、資産が完成又は供用開始となるまでの間、一時的に計上するもの。以下、同じ。）

イ 無形固定資産

(ア) 地上権

(イ) 特許権等

(ウ) ソフトウェア（効率的な事務処理を目的とするシステムのプログラム等。ただし、研究又は開発を目的とするものを除く。）

(エ) 建設仮勘定

(2) インフラ資産

公有財産のうち、道路、水路及びこれらと一体となって機能する資産を、次の分類により計上する。

ア 有形固定資産

(ア) 土地

(イ) 建物

(ウ) 工作物

(エ) 建設仮勘定

(3) 物品

ア 重要物品

法第239条第1号に規定する物品のうち、取得原価が100万円以上のものを計上する。ただし、図書に分類するものを除く。

イ 図書館資料

吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）第1条に規定する図書館及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第8号）第4条第1項第3号に規定する山田駅前図書館が貸出閲覧用に管理する図書（雑誌及び紙芝居を除く。）及び視聴覚資料を計上する。

(4) 投資その他の資産

ア 出資金

(ア) 法人等出資金

法第238条第1項第6号及び第7号に規定する出資金等を計上する。

(イ) 公営企業会計出資金

公営企業会計に対する出資金を計上する。

イ 長期貸付金

第13条第5号に規定する短期貸付金を除く貸付金を計上する。

ウ 徴収不能引当金

前号に規定する長期貸付金に係る徴収不能見込額を計上する。なお、徴収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

エ 基金

(ア) 特定目的基金

吹田市積立基金条例（昭和 39 年吹田市条例第 21 号）等の条例で設置した基金のうち、財政調整基金を除く基金を計上する。

(イ) 基金貸付金徴収不能引当金

特定目的基金のうち貸付金の形態で保有する金額に係る徴収不能見込額を計上する。なお、徴収不能見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。

オ その他債権

他に属さない投資その他の資産を計上する。

(流動負債の分類及び計上)

第 15 条 流動負債は次のとおりとする。

(1) 地方債

ア 建設債

資産の形成につながる支出の財源として発行するものなど、特別債に属するもの以外の地方債のうち、翌会計年度に償還期限が到来するものを計上する。

イ 特別債

減税補填債、臨時税収補填債及び臨時財政対策債など、不足する財源の補填のため発行する地方債のうち、翌会計年度に償還期限が到来するものを計上する。

(2) 短期借入金

借入金のうち翌会計年度に償還期限が到来するもの及び法第 235 条の 3 に規定する一時借入金を計上する。

(3) 賞与引当金

「吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 165 号）」等に基づき支給される期末手当及び勤勉手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当支給見込額並びにそれらに係る共済費支出見込額のうち当期に属する金額を計上する。

(4) 未払金

確定債務のうち翌年度支払予定額を計上する。ただし、他の負債勘定に計上するものを除く。

(5) リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、翌会計年度に支払期限が到来するものを計上する。

(6) その他流動負債

他に属さない流動負債を計上する。

(固定負債の分類及び計上)

第 16 条 固定負債の計上は次のとおりとする。

(1) 地方債

ア 建設債

前条第 1 号アに規定するものを除く建設債を計上する。

イ 特別債

前条第 1 号イに規定するものを除く特別債を計上する。

(2) 長期借入金

前条第2号に規定する短期借入金を除く借入金を計上する。

(3) 退職手当引当金

当該年度末に全職員が自己都合退職した場合の退職手当支給見込額を計上する。

(4) リース債務

前条第5号に規定するものを除くリース債務を計上する。

(5) その他固定負債

他に属さない固定負債を計上する。

第3章 行政コスト計算書

(行政コスト計算書の作成目的)

第17条 行政コスト計算書は、一会計期間の行政サービスの提供に要した費用とその財源である収入及び収支差額を表示し、市民等の負担と受益のバランスを明らかにすることを目的として作成する。

2 費用とは、純資産の減少をもたらす、資産の減少又は負債の増加（経済的便益の減少）をいう。

3 収入とは、純資産の増加をもたらす、資産の増加又は負債の減少（経済的便益の増加）をいう。

(行政コスト計算書の作成原則)

第18条 費用及び収入は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収入の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を行政コスト計算書から除いてはならない。

(行政コスト計算書の区分)

第19条 行政コスト計算書は、通常の行政活動に関する費用及び収入を表示する「経常収支の部」と、特別の事情により発生する費用及び収入を表示する「特別収支の部」に区分する。

2 前項に規定する各区分に計上する収入及び費用の分類は次のとおりとする。

(1) 経常収支の部

経常収入及び経常費用

(2) 特別収支の部

特別収入及び特別費用

(収入及び費用等の計上)

第20条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

(1) 経常収入

ア 地方税

市税を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 税関連交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金を計上する。

エ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

オ 地方交付税

地方交付税を計上する。

カ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

キ 国民健康保険等保険料

国民健康保険特別会計の国民健康保険料、介護保険特別会計の介護保険料及び後期高齢者医療特別会計の後期高齢者医療保険料を計上する。

ク 国民健康保険等関連交付金

国民健康保険特別会計の療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険特別会計の支払基金交付金を計上する。

ケ 分担金及び負担金（経常費用充当）

分担金及び負担金のうち経常費用の財源として充当するもの及び国民健康保険特別会計の一部負担金を計上する。

コ 使用料及び手数料

使用料及び手数料を計上する。

サ 国庫支出金（経常費用充当）

国庫支出金のうち経常費用の財源として充当するものを計上する。

シ 府支出金（経常費用充当）

府支出金のうち経常費用の財源として充当するものを計上する。

ス 財産収入

財産貸付収入を計上する。

セ 寄附金

寄附金を計上する。

ソ 他会計からの繰入金

特別会計から一般会計又は特別会計への繰入金及び一般会計から特別会計への繰入金のうち法令等の規定に基づき一般会計が負担する金額を計上する。

タ 受取利息及び配当金

預金利子、公債利子、株式配当金、基金貸付金利子を計上する。

チ その他経常収入

他に属さない経常収入を計上する。

(2) 経常費用

ア 給与関係費

報酬、給料、職員手当等、共済費など職員等の人件費に関する費用を計上する。

イ 物件費

委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、業務委託、役務の提供に関する費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び市の資産の形成又は負債の減少につながるものを除く。

ウ 維持補修費

修繕料など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。

エ 社会保障扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。

オ 負担金・補助金・交付金等

他団体等に対する負担金、補助金及び交付金などの費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び市の資産の形成につながるものを除く。

カ 特別会計への繰出金

一般会計又は特別会計から特別会計への繰出金を計上する。

キ 減価償却費

固定資産に係る当期の減価償却費を計上する。

ク 徴収不能引当金繰入額

徴収不能引当金及び基金貸付金徴収不能引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

ケ 賞与引当金繰入額

賞与引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

コ 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。

サ 支払利息

地方債及び借入金の支払利子並びファイナンス・リース取引等に係る利息相当を計上する。

シ その他経常費用

他に属さない経常費用を計上する。

(3) 特別収入

ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）

分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

イ 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ウ 国庫支出金（公共施設等整備）

国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

エ 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

オ 府支出金（公共施設等整備）

府支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

カ 府支出金（災害復旧費）

府支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

キ 固定資産売却益

固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

ク その他特別収入

他に属さない特別収入を計上する。

(4) 特別費用

ア 固定資産除売却損

除却した固定資産の除却時の帳簿価額及び固定資産の売却による収入額が帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。

イ 災害復旧費

災害復旧に関する費用を計上する。

ウ 減損損失

減損損失額の当期発生額を計上する。

エ その他特別費用

他に属さない特別費用を計上する。

(5) 一般財源調整額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表の作成にあたり、地方税、地方譲与税、地方交付税など用途

が特定されていない収入（以下「一般財源」という。）を組織間又は事業間で調整するため、当該組織又は事業に計上した一般財源相当額の現金預金を減じた金額を計上する。

(6) 当期収支差額

經常収支の差額と特別収支の差額の合計額から一般財源調整額を減じた金額をいう。

(7) 一般財源充当額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表において、当該組織又は事業に充当された一般財源を計上する。

(8) 一般会計からの繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額のうち第 20 条第 1 号ソに計上する金額を除く金額を計上する。

(9) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

(10) 再計

当期収支差額に一般財源充当額、一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金を加減した金額をいう。

第 4 章 キャッシュ・フロー計算書

(キャッシュ・フロー計算書の作成目的)

第 21 条 キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示することを目的として作成する。

2 前項に規定する資金収支とは、第 13 条第 1 号に規定する現金預金の収支をいう。

(キャッシュ・フロー計算書の区分)

第 22 条 キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

2 「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローには、次項に規定する投資活動及び第 4 項に規定する財務活動以外の、行政サービスの提供に関するものを計上する。

3 「投資活動」によるキャッシュ・フローには、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、資金の貸付及びその回収、出資金等の投資及び売却並びに基金の積立及び取崩等に関するものを計上する。

4 「財務活動」によるキャッシュ・フローには、地方債などの資金の調達及びその償還に関するものを計上する。

5 第 2 項に規定する「行政サービス活動」及び第 3 項に規定する「投資活動」を総称して「行政活動」とする。

(収入及び支出等の計上)

第 23 条 収入、支出、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

(1) 行政サービス活動収入のうち經常収入

ア 地方税

市税を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 税関連交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付

金を計上する。

エ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

オ 地方交付税

地方交付税を計上する。

カ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

キ 国民健康保険等保険料

国民健康保険特別会計の国民健康保険料、介護保険特別会計の介護保険料及び後期高齢者医療特別会計の後期高齢者医療保険料を計上する。

ク 国民健康保険等関連交付金

国民健康保険特別会計の療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険特別会計の支払基金交付金を計上する。

ケ 分担金及び負担金（経常支出充当）

分担金及び負担金のうち経常支出の財源として充当するもの及び国民健康保険特別会計の一部負担金を計上する。

コ 使用料及び手数料

使用料及び手数料を計上する。

サ 国庫支出金（経常支出充当）

国庫支出金のうち経常支出の財源として充当するものを計上する。

シ 府支出金（経常支出充当）

府支出金のうち経常支出の財源として充当するものを計上する。

ス 財産収入

財産貸付収入を計上する。

セ 寄附金

寄附金を計上する。

ソ 他会計からの繰入金

特別会計から一般会計又は特別会計への繰入金及び一般会計から特別会計への繰入金のうち法令等の規定に基づき一般会計が負担する金額を計上する。

タ 受取利息及び配当金

預金利子、公債利子、株式配当金、基金貸付金利子を計上する。

チ その他経常収入

他に属さない経常収入を計上する。

ツ 一般財源調整額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表の作成にあたり、一般財源を組織間又は事業間で調整するため、当該組織又は事業に計上した一般財源相当額の現金預金を減じた金額のうち、行政サービス活動収入に属するものを計上する。

(2) 行政サービス活動支出のうち経常支出

ア 給与関係費

報酬、給料、職員手当等、共済費など職員等の人件費に関する支出を計上する。

イ 物件費

委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、

業務委託、役務の提供に関する支出を計上する。他のキャッシュ・フロー科目に計上するもの及び市の資産の形成又は負債の減少につながるものを除く。

ウ 維持補修費

修繕料など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。

エ 社会保障扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。

オ 負担金・補助金・交付金等

他団体等に対する負担金、補助金及び交付金などの支出のうち、市の資産の形成につながるものを除く。

カ 特別会計への繰出金

一般会計又は特別会計から特別会計への繰出金を計上する。

キ 支払利息

地方債及び借入金の支払利子並びファイナンス・リース取引等に係る利息相当を計上する。

ク その他経常支出

他に属さない経常支出を計上する。

(3) 行政サービス活動収入のうち特別収入

ア 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

イ 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ウ 府支出金（災害復旧費）

府支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

エ その他特別収入

他に属さない特別収入を計上する。

(4) 行政サービス活動支出のうち特別支出

ア 災害復旧費

災害復旧に関する支出を計上する。

イ その他特別支出

他に属さない特別支出を計上する。

(5) 投資活動収入

ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）

分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

イ 国庫支出金（公共施設等整備）

国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

ウ 府支出金（公共施設等整備）

府支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

エ 固定資産売却収入

固定資産の売却収入を計上する。

オ 基金繰入金（取崩額）

基金繰入金を計上する。

カ 貸付金元金回収収入

貸付金の回収金額を計上する。

キ その他投資活動収入

他に属さない投資活動収入を計上する。

ク 一般財源調整額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表の作成にあたり、一般財源を組織間又は事業間で調整するため、当該組織又は事業に計上した一般財源相当額の現金預金を減じた金額のうち、投資活動収入に属するものを計上する。

(6) 投資活動支出

ア 公共施設等整備支出

施設の新設及び改良費など、市の資産の形成、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながるものを計上する。

イ 基金積立金

基金積立金を計上する。

ウ 出資金

法人等出資金及び公営企業会計出資金を計上する。

エ 貸付金

貸付金を計上する。

オ その他投資活動支出

他に属さない投資活動支出を計上する。

(7) 行政活動キャッシュ・フロー収支差額

行政サービス活動収支の差額と投資活動収支の差額との合計額をいう。

(8) 財務活動収入

ア 地方債

地方債発行による収入を計上する。

イ 借入金

借入による収入を計上する。

ウ その他財務活動収入

他に属さない財務活動収入を計上する。

エ 一般財源調整額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表の作成にあたり、一般財源を組織間又は事業間で調整するため、当該組織又は事業に計上した一般財源相当額の現金預金を減じた金額のうち、財務活動収入に属するものを計上する。

(9) 財務活動支出

ア 地方債償還金

地方債の償還金を計上する。

イ 借入金償還金

借入金の償還金を計上する。

ウ ファイナンス・リース債務返済支出

ファイナンス・リース債務の返済のための支出を計上する。

エ その他財務活動支出

他に属さない財務活動支出を計上する。

(10) 収支差額合計

行政活動収支の差額と財務活動収支の差額との合計額をいう。

(11) 一般財源充当額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表において、当該組織又は事業に充当された一般財源を計上する。

(12) 一般会計からの繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額のうち第 23 条第 1 号ソに計上する金額を除く金額を計上する。

(13) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

(14) 前年度からの繰越金

前年度からの繰越金をいう。現金預金の期首残高と一致する。

(15) 翌年度繰上充用金（翌年度歳入からの充当額）

法第 243 条の 5 に規定する翌年度歳入の繰上充用（以下「繰上充用」という。）により、当年度の歳出に翌年度の歳入を繰り上げて充当した金額を計上する。

(16) 当年度繰上充用金（前年度歳出への充当額）

繰上充用により、前年度の歳出に当年度の歳入を繰り上げて充当した金額を計上する。

(17) 当期末現金預金残高

収支差額合計に一般財源充当額、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金及び翌年度繰上充用金（翌年度歳入からの充当額）を加えた金額から、一般会計への繰出金及び当年度繰上充用金（前年度歳出への充当額）を控除した金額をいう。現金預金の期末残高と一致する。

第 5 章 純資産変動計算書

（純資産変動計算書の作成目的）

第 24 条 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにすることを目的に作成する。

（純資産変動計算書の計上）

第 25 条 純資産の内訳の計上は、次のとおりとする。

(1) 開始残高相当

平成 26 年度期首の純資産を計上する。

(2) 行政コスト計算書の収支差額

行政コスト計算書の収支差額を計上する。

(3) 内部取引

組織間又は事業間における資産及び負債の移管額を計上する。

(4) 一般財源充当額

一般会計の組織別又は事業別の財務諸表において、当該組織又は事業に充当された一般財源を計上する。

(5) 一般会計からの繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。

(6) 一般会計への繰出金

特別会計が一般会計に対し繰り出した金額を計上する。

（純資産の変動額の表示）

第 26 条 純資産変動計算書は、一会計期間における純資産の変動額を、前条各号及び次の各号に掲げる要因

に区分し表示する。

(1) 行政サービスの提供に寄与する資産のうち負債を伴わない額の増減

事業用資産、インフラ資産、物品、貸付金（流動資産及び固定資産に属するもの。ただし徴収不能引当金は控除する。）及び出資金の合計から、その取得のために発行した地方債（流動負債及び固定負債に属するもの）、リース債務（流動負債及び固定負債に属するもの）、その他流動負債及びその他固定負債のうちPFI返済債務の合計を控除した金額の変動額

(2) 資産の裏付けのない負債の増減

前号に規定するもの以外の地方債（流動負債及び固定負債に属するもの）、長期借入金、退職手当引当金及びその他固定負債（PFI返済債務を除く。）の合計の変動額

(3) その他の増減（翌期以降の財源となる資産を含む）

現金預金、未収金（ただし徴収不能引当金は控除する。）、財政調整基金、その他流動資産、特定目的基金及びその他債権の合計から、短期借入金、賞与引当金、未払金及びその他流動負債（PFI返済債務を除く。）の合計を控除した金額の変動額

第6章 注記

（重要な会計方針）

第27条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 有形固定資産の計上基準
- (2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 引当金の計上基準
- (5) リース取引の処理方法
- (6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (7) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（重要な会計方針の変更）

第28条 重要な会計方針等を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 重要な会計方針（会計処理の原則又は手続）を変更した場合には、その旨、理由及び財務諸表に与える影響
- (2) 表示方法を変更した場合には、その内容
- (3) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容
（会計上の見積りの変更）

第29条 会計上の見積りを変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りの変更の内容
- (2) 財務諸表に与える影響
（過去の誤謬）

第30条 過去の誤謬の修正再表示を行った場合、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 過去の誤謬の内容
- (2) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額
（重要な後発事象）

第31条 会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財政状況等に影響を

及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な災害等の発生
- (5) その他重要な後発事象
(偶発債務)

第 32 条 会計年度末においては現実に債務は発生していないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの
- (2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの
- (3) その他主要な偶発債務
(追加情報)

第 33 条 財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）
- (2) 表示単位未満の金額を四捨五入することにより合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
- (3) 固定資産の減損の状況
- (4) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- (5) 繰越事業に係る将来の支出予定額
- (6) 基金借入金（繰替運用）の内容
- (7) 一時借入金の実績額等
- (8) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

第 7 章 附属明細表

(附属明細表)

第 34 条 財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。

- (1) 固定資産附属明細表（様式第 5 号）
- (2) 基金明細表（様式第 6 号）
- (3) 出資金明細表（様式第 7 号）
- (4) 貸付金明細表（様式第 8 号）
- (5) 未収金明細表（様式第 9 号）
- (6) 引当金明細表（様式第 10 号）
- (7) 地方債明細表（様式第 11 号）
- (8) 売却予定固定資産明細表（様式第 12 号）

第 8 章 雑 則

(細則)

第 35 条 この基準に定めるもののほか財務諸表の作成に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 3 月 30 日から施行し、平成 26 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 7 月 31 日から施行し、平成 26 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 20 日から施行し、平成 27 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

貸借対照表
(年 月 日現在)

(単位:)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金		地方債	
未収金		建設債	
税未収金		特別債	
保険料未収金		短期借入金	
その他未収金		賞与引当金	
徴収不能引当金	△	未払金	
基金		リース債務	
財政調整基金		その他流動負債	
短期貸付金		固定負債	
徴収不能引当金	△	地方債	
その他流動資産		建設債	
固定資産		特別債	
事業用資産		長期借入金	
有形固定資産		退職手当引当金	
土地		リース債務	
建物		その他固定負債	
工作物			
リース資産		負債の部合計	
建設仮勘定		純資産の部	
無形固定資産		純資産	
地上権		開始残高相当	
特許権等		収支差額	
ソフトウェア		内部取引	
建設仮勘定		一般財源充当額	
インフラ資産		一般会計からの繰入金	
有形固定資産		一般会計への繰出金	
土地			
建物			
工作物			
建設仮勘定			
物品			
重要物品			
図書館資料			
投資その他の資産			
出資金			
法人等出資金			
公営企業会計出資金			
長期貸付金			
徴収不能引当金	△		
基金			
特定目的基金			
基金貸付金徴収不能引当金	△		
その他債権		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

行政コスト計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：)

科目	金額
経常収支の部 経常収入 地方税 地方譲与税 税関連交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 国民健康保険等保険料 国民健康保険等関連交付金 分担金及び負担金（経常費用充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（経常費用充当） 府支出金（経常費用充当） 財産収入 寄附金 他会計からの繰入金 受取利息及び配当金 その他経常収入 経常費用 給与関係費 物件費 維持補修費 社会保障扶助費 負担金・補助金・交付金等 特別会計への繰出金 減価償却費 徴収不能引当金繰入額 賞与引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 支払利息 その他経常費用	
経常収支差額	
特別収支の部 特別収入 分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金（災害復旧費） 府支出金（公共施設等整備） 府支出金（災害復旧費） 固定資産売却益 その他特別収入 特別費用 固定資産除売却損 災害復旧費 減損損失 その他特別費用	
特別収支差額	
一般財源調整額	△
当期収支差額	
一般財源充当額	
一般会計からの繰入金	
一般会計への繰出金	
再計	

キャッシュ・フロー計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：)

科目	金額	科目	金額
行政サービス活動		投資活動	
經常収入		投資活動収入	
地方税		分担金及び負担金（公共施設等整備）	
地方譲与税		国庫支出金（公共施設等整備）	
税関連交付金		府支出金（公共施設等整備）	
地方特例交付金		固定資産売却収入	
地方交付税		基金繰入金（取崩額）	
交通安全対策特別交付金		財政調整基金	
国民健康保険等保険料		特定目的基金	
国民健康保険等関連交付金		貸付金元金回収収入	
分担金及び負担金（經常支出充当）		その他投資活動収入	
使用料及び手数料		一般財源調整額	△
国庫支出金（經常支出充当）		投資活動支出	
府支出金（經常支出充当）		公共施設等整備支出	
財産収入		基金積立金	
寄附金		財政調整基金	
他会計からの繰入金		特定目的基金	
受取利息及び配当金		出資金	
その他經常収入		貸付金	
一般財源調整額	△	その他投資活動支出	
經常支出		投資活動収支差額	
給与関係費		行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
物件費		財務活動	
維持補修費		財務活動収入	
社会保障扶助費		地方債	
負担金・補助金・交付金等		建設債	
特別会計への繰出金		特別債	
支払利息		借入金	
その他經常支出		その他財務活動収入	
特別収入		一般財源調整額	△
分担金及び負担金（災害復旧費）		財務活動支出	
国庫支出金（災害復旧費）		地方債償還金	
府支出金（災害復旧費）		建設債	
その他特別収入		特別債	
特別支出		借入金償還金	
災害復旧費		ファイナンス・リース債務返済支出	
その他特別支出		その他財務活動支出	
行政サービス活動収支差額		財務活動収支差額	
		収支差額合計	
		一般財源充当額	
		一般会計からの繰入金	
		一般会計への繰出金	
		前年度からの繰越金	
		翌年度繰上充用金（翌年度歳入からの充当額）	
		当年度繰上充用金（前年度歳出への充当額）	
		当期末現金預金残高	

純資産変動計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：)

区分		純資産増加	純資産減少	増加一減少	純資産残高	主な増減 要因など
当期首純資産残高						
当期変動額						
内 訳	開始残高相当					
	行政コスト計算書の収支差額					
	内部取引					
	一般財源充当額					
	一般会計からの繰入金					
	一般会計への繰出金					
当期末純資産残高						
【分析】						
I. 行政サービスの提供に寄与する資産のうち負債を伴わない額の増減						
	事業用・インフラ資産、物品の増減					
	貸付金の増減					
	出資金の増減					
II. 資産の裏付けのない負債の増減						
	特別債の増減					
	退職手当引当金の増減					
	その他の固定負債の増減					
III. その他の増減（翌期以降の財源となる資産を含む）						
	現金預金の増減					
	財政調整基金の増減					
	特定目的基金の増減					
	未収金の増減					
	その他の資産、負債の増減					
I～IIIの増減合計						

※遡及処理を行った場合には、表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに、遡及処理後の期首残高を記載

固定資産附属明細表

(単位：)

区分	当期首 取得原価 ①	当期 増加額 ②	当期 減少額 ③	当期末 取得原価 ④=①+ ②-③	当期末 減損損失 累計額 ⑤	当期末 減価償却 累計額 ⑥	当期償却額	当期末 残高 ④-⑤-⑥
事業用資産								
有形固定資産								
土地								
建物								
工作物								
リース資産								
建設仮勘定								
無形固定資産								
地上権								
特許権等								
ソフトウェア								
建設仮勘定								
インフラ資産								
有形固定資産								
土地								
建物								
工作物								
建設仮勘定								
物品								
重要物品								
図書館資料								
合計								

※当期償却額には減損損失を含み、内数を（ ）で記載

様式第6号

基金明細表

(単位：)

種類及び区分	当期首 残高 ①	当期 増加額 ②	当期 減少額 ③	当期末 残高 ④=①+②- ③	財産に関する 調書記載額 ⑤	出納整理期間 中の増減額 ⑥=④-⑤	基金貸付金 徴収不能 引当金
財政調整基金							
特定目的基金							
合計							

※種類及び区分欄は、基金の名称、管理形態（現金、土地、貸付金など）の区分で記載

様式第7号

出資金明細表

1. 法人等出資金（市場価格がある有価証券）

銘柄名	株数 ①	時価単価 ②	時価 ③=①× ②	貸借対照 表価額 ④	取得単価 ⑤	取得原価 ⑥=①× ⑤	評価差額 ⑦=④- ⑥	減損実施 年度	(参考) 財 産に關す る調書記 載額
合計									

2. 法人等出資金（市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金）

(単位：)

出資先	貸借対照表価額	減損累計額	減損実施年度	(参考) 財産に關する調書記載額
合計				

3. 公営企業会計出資金

(単位：)

出資先	貸借対照表価額
合計	

様式第8号

貸付金明細表

(単位：)

区分	短期貸付金		長期貸付金		(参考) 貸付金計
	当期末残高	徴収不能引当金	当期末残高	徴収不能引当金	
合計					

様式第9号

未収金明細表

(単位：)

区分	当期末残高	徴収不能引当金	
		うち 前期以前発生分	うち 前期以前発生分
合計			

様式第10号

引当金明細表

(単位：)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
徴収不能引当金					
賞与引当金					
退職手当引当金					

※徴収不能引当金の金額は、未収金、短期貸付金、長期貸付金及び基金貸付金に係る金額を合計したもの

様式第 11 号

地方債明細表

1. 借入先別明細

(単位：)

区分	当期末残高	うち翌年度償還	政府資金	地方公共団体 金融機構	その他
建設債					
特別債					
合計					

※借入先の種類は実態に応じて表示

2. 利率別明細

(単位：)

区分	%以下	%超 %以下	%超 %以下	%超 %以下	%超	(参考) 加重平均利率
当期末残高						

※利率の範囲は実態に応じて表示

3. 返済期間別明細

(単位：)

区分	年以内	年超 年以内	年超 年以内	年超 年以内	年超
当期末残高					

※期間の範囲は実態に応じて表示

様式第 12 号

売却予定固定資産明細表

(単位：)

区分	面積 (㎡)	貸借対照表価額 ①	時価 ②	差額 ②-①

※区分には、資産の分類又は対象資産の所在地などを表示